

監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

令和6年10月15日

彦根市監査委員 若林 忠彦
彦根市監査委員 林 利幸

定期監査結果

1 監査の期日および対象

令和6年8月中に次のとおり実施した。

監査期日	監査対象
8月2日	彦根市千福財産区 彦根市日夏町財産区 彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区 彦根市河瀬財産区

2 監査の方法

各財産区とも、令和5年度における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理(以下「事務執行等」という。)について、担当所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類を抽出して調査することより監査を行った。

3 監査の結果

各財産区とも事務執行の状況は、概ね適正に処理されているものと認められた。今後も事務処理には十分配慮し、適正で効率的かつ効果的な事務執行等に努めていただきたい。

なお、各財産区ともに木材売却による安定した収入が今後数十年間見込めない状況が続いているほか、次代の担い手確保に苦慮している現況である。

中・長期的な財産区運営を見据え、引き続き効果的かつ効率的な森林の施業および保護の実施を図るほか、県や企業との連携を強化する中で今後の財産区のあり方を検討し、他財産区の好例も検証するなど健全で持続可能な事業運営により一層取り組んでいただきたい。また、各区民に対しても、さらなる現況理解の促進と協力体制の構築に努めていただきたい。

なお、事務処理上の軽易な改善事項については、記述を省略した。